(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 30 日

(宛先) 松本市長

住 所 松本市梓川倭 3852-2

氏名 フロマージェアソシエジャポン(株)

あづみ野工場

連絡先(電話) 0263-76-1231

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事	業場の名称	フロマージェ アソシエ ジャポン株式会社 あづみ野工場
事	某場の所在地	松本市梓川倭 3852-2
計	· 画 期 間	2025年4月~2026年3月
当該	事業場において現に行	テっている事業に関する事項
	①事業の種類	09 食品製造業
	②事業の規模	
	③従 業 員 数	40名(2025年3月31日現在)
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙 2「産業廃棄物の処理工程図」

(第2面)

産業	達廃棄物の処理に係る 管	言理体制 に	こ関する	事項						
	(管理体制図)									
	別紙2「管理組織図」									
産業	美廃棄物の排出の抑制に	こ関する 事	事項							
		【前年	度(2024年	度)実績】					
		産業原	廃棄物の	種類	汚泥		廃酸			
		排	出	量	2	92 t	301	t		
	①現状	(これま	でに実施	施した取	(組)					
		【目標					T			
		産業原	廃棄物の	種類			廃酸			
		排	出	量	3	²⁵ t	365	t		
	②計画	(今後集	€施する う	予定の取	組)					
			咚了時の(ヾバンク・							
			三間予定(こ機械設	備メンテナン	ス期間を	設定し、生産トラブ	ル、規格		
産業	達廃棄物の分別に関する	事項								
		(分別し	ている原	産業廃棄	物の種類及び	分別に関	する取組)			
	①現状 ・廃棄物の種類:汚泥、廃酸、動植物性残渣、金属くず、廃プラ、ガラス、木くず、廃油、その他									
		(今後分	別する	予定の産	業廃棄物の種	類及び分	別に関する取組)			
	②計画	ス、木く	ば、廃済	由、その		7性残渣、 	金属くず、廃プラ、	ガラ		

(第3面)

ら行う産業廃棄物	の再生利用に関する事項												
	【前年度(2024	年度)実績】											
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸										
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0	t									
U Plan	(これまでに実施した取組	且)											
	【目標】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸										
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0	t									
②計画	(今後実施する予定の取締	且)											
	・チーズホエーの有効利用	用の検討											
- ら行う産業廃棄物	の中間処理に関する事項												
	【前年度(2024	年度)実績】											
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類 汚泥											
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t		t									
①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	141.2 t	158.8	t									
	(これまでに実施した取給	(これまでに実施した取組)											
	膜処理設備による、脱れ	膜処理設備による、脱水の実施											
	【目標】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸										
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t									
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	174 _t	196	t									
		産業廃棄物の重 t t (今後実施する予定の取組)											

(第4面)

自ら	っ行う産業廃棄物の埋立	2処分又は海洋投入処分に関	引する事項								
		【前年度(年度)第	実績 】								
		産業廃棄物の種類									
	①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t		t						
		(これまでに実施した取組	[)								
		・実施していない									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類									
	@#J.T	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t		t						
	②計画	(今後実施する予定の取組)									
		実施予定なし									
産業	美廃棄物の処理の委託に	関する事項									
		【前年度 (2024年度) 🦻	実績 】								
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸							
		全処理委託量	150.3 _t	142.6	t						
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	142.6	t						
		再生利用業者への 処理委託量	150.3 t	142.6	t						
		認定熱回収業者への 処理委託量	t		t						
	①現状	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への									
		処理委託量	t		t						
		(これまでに実施した取組 マニフェストによる、排		分の確認を実施							

(第5面)

	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	
	全処理委託量	151 t	169 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	169 t	
	再生利用業者への 処理委託量	再生利用業者への 加理委託量 151 t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への			
	処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取 管理体制の維持を行ない 処理委託業者への現地確	、情報共有を実施。		

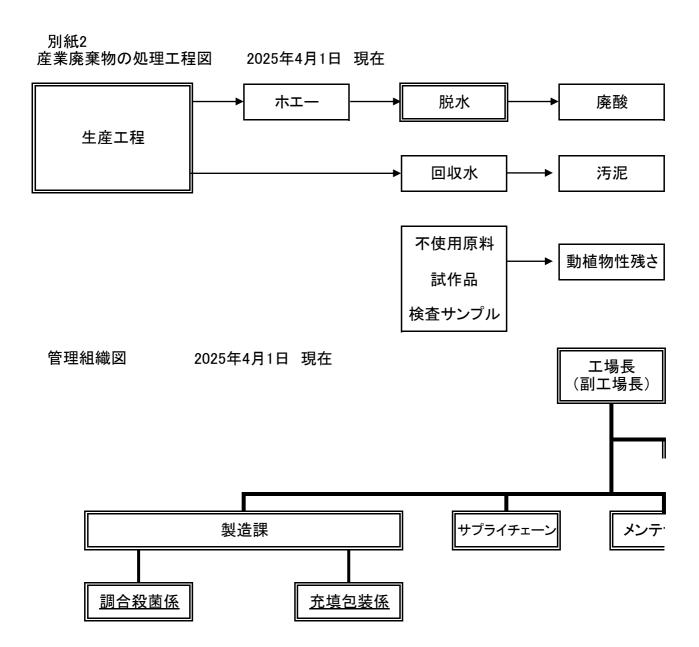
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

別紙1 「実績」欄:前年度産業廃棄物排出量

		[202	【 2025 】年度産業廃棄物処理計画書(産業廃棄物の実績及び計画																		目標値
							自ら行う	中間処理								処理の委託に	こ関する事項	頁			
		総排出量		自ら再生利用を 行った(行う)量		自ら熱回収を 行った(行う)量		自ら中間処理により減 量した(する)量		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った(行う)量		全処理委託量		優良認定処理業者 への処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者 への処理委託量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
		量等を含めた事業場に おける産業廃棄物の合		自ら直接再生利用する 量と自ら中間処理を 行った後に再生利用す る量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた 量		入処分する量と自ら中 間処理した後に自ら埋 立・海洋投入処分する		直接委託した量と自ら 中間処理した残さ量の うち処理業者に委託し		優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行令第6 条の11第2号に該当す る者)		されている場合の委託 量 (委託先から別の業		認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第15条 の3の3第1項の認定 を受けた者)		認定熱回収が 以外の熱回収 いる処理業者 処理委託量	収を行って
		đ	D	2+8		(5)		(7)		3)+(9)		10		(1	D	(2	13		(14)	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
1	燃え殻																				
2	汚泥	291.50	325.00					141.20	174.00			150.30	151.00			150.30	151.00				
法 3	廃油																				
建 4	廃酸	301.40	365.00					158.80	196.00			142.60	169.00	142.60	169.00	142.60	169.00				
5	廃アルカリ																				
6	廃ノフスナツク :	0.44	0.50									0.44	0.50								
1	紙くず																				
2	木くず	0. 29	0.30									0. 29	0.30								
3	繊維くず																				
4	動植物性残さ	8.74	8.50									8.74	8.50								
5	ゴムくず																				
6																					
7 政 政	ガラスくず・コ クリートくず及び 磁器くず																				
	鉱さい																				
9																					
10	家畜ふん尿																				
11																					
12	劉彻希回形个安																				
13	ばいじん																				
	処分するために理したもの																				
	合 計	602.37	699.30	0.00	0.00	0.00	0.00	300.00	370.00	0.00	0.00	302.37	329.30	142.60	169.00	292. 90	320.00	0.00	0.00	0.00	0.00

- | 合 計 | 602.37 | 699.30 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 300.00 | 370.00 | 0.00 | 300.37 | 329.30 | 142.60 | 169.00 | 292.90 | 320.00 | 0.00 | 0.00 | 300.37 | 329.30 | 142.60 | 169.00 | 292.90 | 320.00 | 0.00 | 0.00 | 300.00 | 300.37 | 329.30 | 142.60 | 169.00 | 292.90 | 320.00 | 0.00 | 0.00 | 300.00 | 300.37 | 329.30 | 142.60 | 169.00 | 292.90 | 320.00 | 0.00 | 0.00 | 300.00 | 300.37 | 329.30 | 142.60 | 169.00 | 292.90 | 320.00 | 0.00 | 0.00 | 300.00 | 300.37 | 329.30 | 142.60 | 169.00 | 292.90 | 320.00 | 0.00 | 0.00 | 300.00 | 320.30 | 329.30 | 142.60 | 169.00 | 292.90 | 320.00 | 0.00 | 0.00 | 320.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329.30 | 329



経理



購買∙総務

品質保証/商品開発